

【韓国】 生物多様性の保全及び利用に関する法律の制定

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2011年12月29日、韓国国会において、「生物多様性の保全及び利用に関する法律案」が可決された。2010年10月の生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)において、「名古屋議定書」が採択された後、韓国においても、生物多様性に関する基本法が整備された。

経緯

韓国が「生物多様性条約」(生物の多様性に関する条約: Convention on Biological Diversity)に加盟したのは1994年である。1997年に「国家生物多様性戦略」を公表したが、この戦略は実施計画が具体的でなく、実効性を欠いたといわれる。

政府が生物資源の保全及び保護政策に本格的に取り組み始めたのは、2005年頃からとされ、2008年に、生物多様性条約の目的の一つである「遺伝資源へのアクセス及び利益配分」(Access to Genetic Resources and Benefit-Sharing: ABS)交渉のための対策チームを立ち上げた。翌2009年、政府は「国家生物多様性戦略及び履行計画」を公表し、その中で、生物多様性条約の効果的な国内対策を行うため、日本の「生物多様性基本法」を例に挙げ、「生物多様性の保全及び管理に関する法律(仮称)」の制定に取り組むことを明記した。2010年7月、政府は、生物資源及び生物多様性に関する管理が省庁別に分かれているため、一体的な取組みが必要であるとして、「生物多様性の保全及び利用に関する法律」(以下「生物多様性法」)の立法予告をした。

2010年10月、名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議で、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「名古屋議定書」)が採択された。政府は利益共有の基本原則を反映させた政府案を2011年5月に国会に提出し、同法案は同年12月に本会議で可決、2012年2月1日に公布された。公布1年後から施行される。

政府は生物多様性法制定を、名古屋議定書発効に先立ち、生物主権(自国の生物種に対する権利)の強化に対応する基盤整備と位置づけており、実効性をさらに高めるため、名古屋議定書の実施法として、別途「遺伝資源へのアクセス及び利益の共有に関する法律案」を2012年の国会定期会(常会に相当)に提出する予定である。

制定法の概要

全8章(本則38か条及び附則4か条)から構成される。概要は以下のとおりである。

・国家生物多様性戦略

これまでに策定された2回の国家生物多様性戦略(1997年及び2009年)には法的根拠がなかった。法制定により、政府が5年ごとに国の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための国家生物多様性戦略を策定することが義務付けられた(第7条)。

・国家生物種目録

環境部長官（以下「長官」）は、国内に棲息する生物種の学名、国内分布状況等を含む「国家生物種目録」を作成しなければならない（第 10 条）。

・生物資源の国外搬出等

長官が指定し告示する「国外搬出承認対象生物資源」を国外に搬出するときは、長官の承認を受けなければならない（第 11 条）。ただし、虚偽その他不正な方法により承認を受けた場合は、長官は承認を取り消すものとし、目的外使用の場合も、長官が承認を取り消すことができる（第 12 条）。また、外国人等が、長官の指定及び告示に係る生物資源を獲得するときは、長官に申告しなければならない（第 13 条）。

・生物多様性減少等に関する緊急措置

長官等は、自然災害、開発事業等により、生物多様性が急激に損なわれるおそれがあるときは、緊急復旧、工事中止等の措置を講ずることができる（第 14 条）。

・国家生物多様性センター

長官は、各省庁別に運営される生物多様性センターの業務、センター間情報共有等を統括管理する「国家生物多様性センター」を運営しなければならない（第 17 条）。

・生物資源に対する利益の共有

生物資源の研究及び開発の成果並びにその商業的利用等により発生する利益は、生物資源の提供者と利用者間で公正かつ衡平に共有されなければならない（第 19 条）。利益の共有に必要な事項は、前述のとおり別途法律で定める。また、政府は伝統的知識（生物多様性及び生物資源の持続可能な利用に適した個人又は地域社会の知識、技術及び慣行）の保全及び利用促進のための施策を講じなければならない（第 20 条）。

・外来生物及び生態系かく乱生物の管理

長官は外来生物管理計画を 5 年ごとに策定しなければならない（第 21 条）。長官が指定して告示する「危害憂慮種」の輸入等には、長官の承認を必要とする（第 22 条）。また長官は、生態系に害を与える外来生物を「生態系かく乱生物」に指定し告示しなければならない（第 23 条）。生態系かく乱生物の輸入等は原則禁止される（第 24 条）。

・罰則

違反した場合は、内容に応じ、懲役刑等に処せられる（第 35 条～第 38 条）。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 4 月 23 日現在である。)

- ・「생물 다양성 보전 및 이용에 관한 법률안」(生物多様性の保全及び利用に関する法律案)
<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_V1Z1T0V5V0G6E1D7G2E6E0D5L6S3Y6>
- ・「환경부, 생물다양성 총괄 관리의 법적기반 마련」(環境部、生物多様性総括管理の法的基盤整備)『環境部報道資料』2011.1.9. <http://www.me.go.kr/web/287/me/common/board/detail.do?idx=180193&decorator=me&boardId=notice_02¤tPage=27>
- ・「「국가생물다양성 전략 및 이행계획」 확정」(「国家生物多様性戦略及び履行計画」確定)『環境部報道資料』2009.6.3. <http://www.me.go.kr/web/286/me/common/board/detail.do?boardId=notice_02&decorator=me&idx=168604>
- ・환경부(環境部)『2011 환경백서』(2011 環境白書)環境部, 2011.
<<http://library.me.go.kr/index.ax>>より